平成25年度 予算編成方針

平成24年10月

沖 縄 県

平成25年度予算編成方針

平成24年10月 沖縄県

I 予算編成の背景

[国の平成25年度予算概算要求にあたっての基本的な方針]

国は、平成25年度予算の編成に先立って、グリーン、ライフ、農林漁業など新たな成長を目指す重点分野に、中小企業の活力を最大限活用しつつ、限られた政策財源を優先的に配分するなど、我が国が魅力的で活力にあふれる国家として再生するために進むべき方向性を示すものとして、「日本再生戦略」を策定(平成24年7月31日閣議決定)した。

平成24年8月17日に閣議決定した平成25年度予算の概算要求組替え基準では、「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)に定められた財政健全化目標の達成に向けた取組を着実に進めることとし、同時に、「日本再生戦略」を踏まえた施策等を通じ、デフレ脱却を確実なものとするとともに、安定的な物価上昇の定着を目指して取り組むことを通じて、経済成長と財政健全化を車の両輪として、これらを同時かつ強力に推進していくこととしている。

[地方行財政の現状]

現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準であること等により、平成24年度の財源不足は約14兆円に達するなど、地方財政の財源不足が常態化している状況にある。

また、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等を借入金により 対応してきたため、平成24年度末における借入金残高が約200兆円と見込まれ ており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから構造的 にみて極めて厳しい状況にある。

さらに、今後より一層、本格化する東日本大震災の復旧・復興対策は、地方 財政にも何らかの影響を及ぼすことも懸念されるところである。

一方、国・地方を通じた厳しい財政状況の中、地方公共団体には、少子高齢 化に対応した地域福祉の充実等、多様化した財政需要に適切に対応することが 求められている。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応えてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図る必要がある。

[本県の財政状況]

本県の財政状況は、歳入面では、自主財源の柱である県税収入の歳入総額に 占める割合が低い状況にあり、地方交付税や国庫支出金に大きく依存した構造 である一方、歳出面では、人件費などの義務的経費の割合が高く、弾力性に乏 しい構造となっている。

また、平成23年3月に公表した「今後の財政収支の見通し」では、国・地方を通じる財源不足の中、地方交付税等の一般財源の大幅な増加が期待できない 反面、社会保障関係費や公債費等の義務的な経費の増加に伴い、今後も継続的 に収支不足が生じ、拡大していくことが見込まれている。

さらに、病院事業の経営再建や、中城湾港(新港地区)をはじめとする臨海 部土地造成事業における用地売却低迷などの懸念材料もある。

今後とも、医療、福祉、教育など県民に身近で必要不可欠な行政サービス水準を維持していくためには、安定的な財政基盤の確立が不可欠であり、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づく取組を計画的かつ確実に実行していくとともに、中・長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策の推進により税源のかん養を図っていくことが必要である。

Ⅱ 予算編成の基本的考え方

平成25年度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)に基づき、「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」及び「日本と世界の架け橋となる強くしなやかな自立型経済の構築」の2つの基軸に沿って、県民とともに描いた5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決に向けた施策を着実に推進する重要な年である。

本年3月に改正された沖縄振興特別措置法において、沖縄振興計画の策定主体が国から県に移行するとともに、より自由度の高い沖縄振興交付金制度等が創設されたことから、これまで以上に沖縄の自主性・自立性を発揮し、県民福祉の向上につながる諸施策の効果的な展開と持続性が求められる。

そのため、「新沖縄県行財政改革プラン」を確実に実行するとともに、中長期的な視点に立った「選択と集中」を徹底して、限りある財源を効率的かつ重点的に配分することとあわせて、社会経済情勢が常に変化する中、施策・事業の進捗状況や効果を検証し、必要に応じて見直し・改善に努める必要がある。

また、多種多様な県民ニーズを的確に把握し、国、市町村、各種団体、民間 企業等との適切な役割分担のもと、各主体間相互の連携・協働に努めるととも に、分野横断的な取組や各施策・事業間の連携が図られるよう留意することに より、施策の相乗効果の発揮が促されることが重要である。

こうした基本的な視点を踏まえ、沖縄21世紀ビジョン基本計画のアクションプランである沖縄21世紀ビジョン実施計画に示された具体的な取組や、分野横断的な取組と各施策の連携により構成する「基本プロジェクト」に位置づけられた事業を推進することとする。

平成25年度は、とりわけ、緊急性の高い、県民の生命や暮らしを守る安全・安心の確保や、施策の効果が発現するまでに相当程度の期間を要する、将来の県民生活の向上や産業の競争力の向上に資する投資的な取組、沖縄の発展を担う人材の育成にかかる事業等について、速やかな着手と効果的な展開を図ることとする。

あわせて、交流人口・定住人口の増加が地域活力の源泉であることにかんが み、交流推進、雇用対策、産業振興、子育て支援、健康長寿、離島の定住条件 の向上などの各分野において、諸施策の連携を図ることとする。 平成25年度予算は、このような基本的な考え方を踏まえ、次の事項に留意の 上、編成することとする。

(留意事項)

1 歳 出

義務的事業や政策的事業にかかわらず、県の果たすべき役割や経費負担のあり方等について改めて検証し、制度の改正を含めた事業の徹底した見直しを行うこと。特に、政策的事業に係るもので、3年以上経過したものについては事業評価を行い、廃止を含めて見直しを行うこと。

また、「県民視点による事業棚卸し」の最終結果を反映させること。

(1) 事務経費の節減・合理化

旅費、需用費、庁舎等の維持管理に係る委託料等の事務経費については、仕様、回数、規模の見直し等により、更なる節減・合理化に努めること。

(2) 県単補助金等の見直し

既存の補助金、負担金及び交付金については、社会経済情勢の変化や 補助目的の達成状況、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等 について常に検証し、見直しを行うこと。

新規補助金を設ける場合にあっては、これに見合う既存の補助金の廃止・縮減等を行うとともに、補助対象の範囲や補助効果、補助率等を十分検討のうえ、必ず終期の設定を行うこと。

(3) 民間委託等の実施

事務の効率化等の観点から委託等により民間ノウハウを活用する場合は、経費節減や定数管理等の行財政運営への効果を明確にし、県民サービスの維持・向上等が図られるよう留意すること。

指定管理者制度の導入などによる民間能力の活用等を図ることにより、これまで以上に民間経営手法を取り入れた行政を推進し、効果的かつ効率的な行政経営に取り組むこと。

(4) 県単独事業等による施設の整備及び維持管理

ア 県単独事業により整備するいわゆる大規模なハコ物(事業費が概

ね10億円以上のもの)及び補助率の低い国庫補助事業による大規模なハコ物については、原則として設計や建設に着手することを見合わせること。

- イ 老朽化した県の施設の整備については、財政の状況を勘案の上、 優先順位を付けて年次的に整備することとしていることから、引き 続き、事業規模や実施年度等の事業計画について見直しを行い、効 率的な事業推進を図ること。
- ウ 既に設計や建設に着手している国庫補助事業及び県単独事業のうち多額の事業費を要すると見込まれる事業については、事業費の更なる縮減策を検討するとともに、修繕・補修等の容易性や施設建設後の維持管理経費の縮減策等を検討すること。
- エ 既存の公共施設については、計画的・効率的に維持補修を実施し、 公共施設としての機能を維持するとともに、施設の長寿命化を図る こと。

(5) 各種イベント等の開催経費の節減・合理化

イベント等の開催経費については、簡素で効率的に実施できるよう、 これまでの事例にとらわれることなく、事業の内容・規模を見直すなど 経費負担の軽減を図ること。

また、県が主催するいわゆる周年事業については、「新沖縄県行財政 改革プラン」の実施期間中は、原則として行わないこととされているの で留意すること。

(6) 市町村等との機能分担、負担区分の明確化

- ア 地方分権の趣旨を踏まえ、国、県、市町村等との機能分担及び負担区分をより一層明確にすること。
- イ 市町村への権限移譲については、「市町村への権限移譲推進指針」 に基づき、積極的に市町村への事務移譲を進めること。

また、同指針以外にも市町村等の自主性と自立性を尊重し、地域に密着した事務事業、市町村等で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、移譲を積極的に推進すること。

ウ 補助事業による県費の上乗せ補助については、市町村等の主体性 の確保等を図る観点から、常に検証し見直しを行うこと。

(7)公社等各種団体に対する支援の見直し

県が出資、補助又は貸付等の財政的支援を行っている公社等各種団体に対しては、「公社等指導監督要領」、「公社等外郭団体の財政支援等に

関する指針」等を踏まえ、県関与の必要性を十分検討し、事業の整理 ・縮小・合理化を図るなど、県の財政的支援や関与のあり方を見直す こと。

(8) 事務事業への適切な特定財源の充当

使用料及び手数料、財産収入等については、沖縄県県有施設整備基金 条例等に基づき、適切に対応するほか、当該歳入の原因となる事務事業 に充当すること。

なお、建物使用料、機器使用料等において、当該建物等の整備に県債を活用しているものは、原則として、事務事業に優先して当該県債の償還(公債費)に充当すること。

(9) 那覇市中核市移行に伴う歳出の見直し

那覇市が平成25年4月1日に中核市に移行し、これまで県が担っていた民生、保健衛生等の分野における事務事業が那覇市に移管されることに伴う歳出の見直しを行うこと。

2 歳 入

国の予算編成、経済見通し、地方財政計画等あらゆる資料に基づき的確に財源を捕そくし、経済情勢に即応して、その収入を算定するほか、併せて、新たな財源の積極的な確保に努めること。

(1) 県税

税制改正や地方財政計画の動向等に留意しつつ、徴収対策を強化し、徴収率の向上に努め、的確に計上すること。

(2) 地方交付税

国の動向を見極めつつ、地方財政計画等を踏まえ、的確に計上すること。

(3) 県債

「新沖縄県行財政改革プラン」に掲げた目標に沿って、引き続き発行額の抑制を図りつつ、後年度の財政負担に十分配慮して計上すること。

(4) 国庫支出金

国庫補助負担金の廃止・縮減や制度の見直し等、国の動向に十分留意 し、的確に計上すること。その際、国庫補助事業等の必要性、緊急性、 課題等を適切に判断すること。

また、対象事業の拡大や交付要件の変更等については、国の動向を踏まえ、適切に対応すること。

(5) 未収金の解消

県税や貸付金、使用料等に係る未収金については、「新沖縄県行財政 改革プラン」に基づき、債権管理マニュアル、民間事業者を活用した対 策の強化等により解消に努めること。

(6) 使用料及び手数料の見直し

前回の改正から3年を経過した使用料や手数料については、「受益者 負担の原則」及び「負担の公平性」の観点からの見直しを踏まえて計上 すること。

また、これまで使用料や手数料を徴収していない特定の受益者に対する行政サービスについても、その内容や性格等の把握に努め、使用料や手数料の徴収の検討を踏まえて計上すること。

(7) 県有財産の有効活用

未利用財産の管理方法の検討や計画的な処分等、県有財産の有効活用 を図ること。

(8) 新たな自主財源の確保

法定外税(新税)の創設、超過課税の実施、県有施設・印刷物等の広告収入、施設命名権(ネーミング・ライツ)の導入等の自主財源の確保に努めること。

Ⅲ 経費区分の設定と要求基準

平成25年度予算は、以下の経費区分毎に要求基準を設定し、編成することと する。

1 義務的経費(A経費)

- (1) 人件費
- (2) 公債費
- (3) 扶助費
- (4) 内閣府沖縄担当部局一括計上事業 (沖縄振興交付金事業を除く)
- (5) 各省庁計上事業のうち沖縄特例分

年間所要額を要求すること。

ただし、(4)及び(5)については、平成25年度の国の概算要求額に見合う額とする。

2 義務的事業(B経費)

(1) 義務事業 (B-1経費)

対象者(対象事業)及び事業量が法令等で明定している事業 債務負担行為に基づく利子補給や指定管理料、県税関係市町村交付 金、地方職員共済組合負担金等

年間所要額を要求すること。

ただし、旅費、需用費等の事務的経費に係る一般財源については、各事業ごとに平成24年度当初予算における一般財源額から当該年度限りの経費等を控除した額の範囲内で要求すること。

なお、事務的経費の範囲については、別途通知するものとする。

(2) 義務的事業 (B-2経費)

対象者(対象事業)が法令等で明定されているが、事業量については、 自治体の裁量とされている事業

医療審査会経費、判定委員会運営経費、実施指導経費等

各部局ごとに、各事業(単年度事業及び法令等の改廃により廃止される事業を除く。)の平成24年度当初予算における一般財源額の範囲内で要求すること。

3 政策的経費(C·D経費)

(1) 政策的事業(C経費)

政策的な判断要素が特に強い経費を含む概ね次に掲げる事業 (沖縄振 興交付金事業を除く)

- ア 県政の基本方針に関わる重要事業
- イ 投資的事業(補助・単独・災害復旧事業)
- ウ 政策的判断を要するものとされる委託料・負担金・補助金・交付 金・積立金・繰出金及び貸付金を含む事業
- エ 柔軟かつ斬新な発想に基づく施策展開のための事業

原則として、平成24年度当初予算における各部局のC経費全体の一般 財源総額から、当該年度限りの経費等を加減算した額(以下「基礎額」 という。)の90%の範囲内において、各部局の主体性と責任をもって 事業の選択を行い、経費を配分し要求すること。

なお、過年度において平成24年度に終期設定の調整がなされている事業や、「新沖縄県行財政改革プラン」において平成24年度に終期設定されている県単補助金は、予算の計上を認めないので留意すること。

- (注)「当該年度限りの経費等」には、以下の経費を含む。
 - ① 県有施設整備基金等充当額
 - ② 災害復旧費
 - ③ 予備費
 - ④ 県単融資事業費
 - ⑤ 特別会計繰出事業費
 - ⑥ 過年度において全体事業費が調整され進行している県単プロジェクト等
 - ②、③、④の経費については平成24年度当初予算における一般財源額、⑥の経費については原則として過年度において調整された額を上限として要求する

なお、⑥の経費については、今後の財政状況を踏まえ、総務部との間で事業 規模及び事業期間の調整を行うものとする。

また、基礎額の10%を目安として、「政策推進枠」を設定する。

政策推進枠は、子育て、医療、福祉、教育、文化などの沖縄 21 世紀 ビジョン基本計画に掲げた基軸の一つである「沖縄らしい優しい社会 の構築」に沿った分野に係る事業については、基礎額の 10 % 相当額に 100 分の 150 を乗じた額まで要求できることとし、その他の事業については、基礎額の 10 % 相当額に 100 分の 120 を乗じた額まで要求できるものとする。

なお、要求可能な事業数については、各部局の課数及び平成24年度の

C経費の事業数を勘案した上で上限を設定するものであり、各部局は上限額、上限事業数の範囲内で要求すること。

また、上限額、上限事業数等については別途通知するものとする。

基礎額の10%=沖縄らしい優しい社会の構築に係る事業/1.5+その他事業/1.2

(2) 沖縄振興特別推進交付金事業 (D-1経費)

沖縄振興特別推進交付金交付要綱(平成24年4月19日 府政沖第149号)に基づく事業

年間所要額を要求すること。

沖縄振興特別推進交付金の対象である沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等については、本交付金を積極的に活用すること。

なお、本交付金の活用にあたっては、人材育成など社会の発展に資する事業、産業振興施策の推進により税源のかん養につながる投資効果の高い取組、試験研究、新技術の開発等により社会システムのコストダウンや事務の効率化が期待できる事業など、事業効果が永続的に発揮される事業内容となるよう留意すること。

また、限りある行政資源を効果的に運用するため、事業効果の発現時期を的確に捕そくし、適切な事業執行期間の設定に留意すること。

特に、民間活力を促すことなどが目的の奨励的補助金については、自立型経済の構築の観点から、適切な事業の終期を設定すること。

(3) 沖縄振興公共投資交付金事業 (D-2経費)

沖縄振興公共投資交付金制度要綱(平成24年4月6日 府沖振第148号、警察庁甲官発第136号、総官企第161号、24文科施第9号、厚生労働省発会0406第4号、23地第483号、平成24・03・28財地第1号、国官会第3338号、環境会発第120406012号)に基づく事業

平成25年度の国の概算要求額及び財政課との事前協議を踏まえ要求すること。各部局の要求可能な上限額は、別途通知するものとする。

なお、本交付金の活用にあたっては、県民の生命・暮らしを守る安全 ・安心の確保や、県民生活及び産業競争力の向上につながる投資効果 の高い社会基盤の整備に資する事業内容となるよう留意すること。

4 標準的事業(E経費)

庁舎等の維持管理や課・室・所の運営費等に要する事業及び他の事業(経費) に区分されない事業

- (1) 経常的管理運営事業(旧D-1経費)
- (2) 一般的行政事業 (旧D-2経費)
- (3)標準的事業(旧E経費)

庁舎等維持管理費、公共施設等管理費、指定管理を除く県管理施設の 運営費、今後相当期間にわたって事業費・事業内容が固定される課・室 ・所の運営費等の標準的事業等

原則として、平成24年度当初予算における各部局のD-1経費、D-2経費及びE経費の合計額の一般財源総額から当該年度限りの経費等を加減算した額の範囲内において、各部局の主体性と責任をもって事業の選択を行い、経費を配分し要求すること。

なお、旅費、需用費、維持管理経費等の事務経費について、仕様、回数の見直し等による徹底した節減・合理化に努めるとともに、総額の小さい事業については、類似の事業との統合を積極的に行うこと。事業の統合にあたっては、「新沖縄県行財政改革プラン」において、事務事業の見直し対象となっている事業については留意すること。

5 各経費区分に係る要求基準の特例

(1) B経費について

B経費に係る事業ごとの要求基準について、特別な事情により達成できない場合においては、部全体の要求総額ベースで要求基準を達成すること。経費間の流用は認められないので留意すること。

(2) 新たな自主財源について

広告収入の創設等、新たな自主財源として確保した財源の全部又は一部を当該部局の要求枠に上乗せすることができることとする。

6 新規事業について

新規事業については、真に必要不可欠なものに限り、原則としてスクラップ アンドビルドを行い要求すること。

なお、要求にあたっては、以下のことに留意すること。

(1) A経費、B-1経費、D-1経費及びD-2経費については、財政課との事前協議を踏まえ年間所要額を要求すること。

- (2) B-2経費については、法令等の新設等により、事業の実施が義務付けられる経費について、財政課との事前協議を踏まえ、事業の対象や事業量を十分精査の上、年間所要額を要求すること。
- (3) C経費の枠配分対象経費については、後年度負担等を十分勘案のうえ、 各部局の主体性と責任をもって経費を配分し要求すること。

C経費の政策推進枠により要求する場合は、上記「Ⅲ.3 (1)」の上限額、上限事業数の範囲内で要求すること。

(4) E経費については、経費区分の概算要求基準の範囲内において要求すること。

なお、次の経費等で、1件100万円以上の経費については、事前に新 規事業協議を行うこと。

- ア 全国規模の大会開催経費
- イ 施設の新増設に伴う経費
- ウ 施設の大規模な修繕等単年度に多額の費用を要する経費等
- (5) 各事業については、達成すべき整備率・普及率等の数値目標を明確に した事業計画を策定するとともに、必ず終期を設定すること。 また、各部局の横断的な政策的展開、事業相互の関連性、実施方法等 の整合性を図るため、部局間の連絡調整を緊密に行うこと。
- (6) 事業の実施にあたっては、新沖縄県定員適正化計画の着実な実施に向け、各部の定員管理計画に基づく定員のスクラップアンドビルド、事務事業の見直し等により、定員の適正化を徹底すること。
- (7) 事業を進めるにあたっては、自主的・主体的な事業の推進に配慮しな がら、国庫補助制度等の有効な活用について検討するとともに、国庫補 助負担金の廃止、縮減等、国の動向に十分留意すること。
- (8) 市町村等に新たな財政負担が生じるなど、他の団体と調整を要する事業については、その実施に支障が生じないよう事前に十分に調整すること。

また、県と市町村等との役割分担を明確にした上で適正な負担割合を設定し、上乗せ補助は行わないこと。

Ⅳ 特別会計等に関する事項

特別会計については、設置目的に応じ業務運営の合理化・効率化及び経費の 見直しを徹底し、財源不足額を一般会計からの繰入金に安易に依存することな く、独立採算の原則堅持に努めること。

所要経費の見積もりにあたっては、一般会計に準じて編成すること。

また、公営企業会計への繰出金については、総務省の繰出基準等を基本に見積もることにより一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、独立採算の原則を踏まえ、経営健全化に向けた収入の確保や徹底した経費抑制策の実施など、十分な経営努力を求めること。

なお、特別会計の経営状況の悪化は県財政全体に重大な影響を及ぼすことから、各所管部局は、その経営には責任を持って慎重に対応すること。

Ⅴ 要求にあたっての留意事項

要求にあたっては、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」を踏まえた要求となるよう留意し、年間を通じた歳入・歳出の見積額により要求すること。

見積もりにあたっては、本方針のほか、別途通知する「平成25年度予算見積 基準表」によること。

なお、年度中途の補正は、災害の発生や制度改正等、当初予算編成時に予見できない真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。

また、他の部・課と関連する課題への対応については、緊密に連携し、事業の効果的・効率的な推進が図られるよう十分調整のうえ要求すること。